

令和 5 年 度

青梅市自治会連合会定期総会議案

- 日 時 令和 5 年 5 月 6 日 午前 1 0 時
- 場 所 青梅市役所 2 階会議室

総 会 次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 議長選出
- 5 議 事
 - 議案 (1) 令和 4 年度事業報告
 - 議案 (2) 令和 4 年度収支決算報告および監査報告
 - 議案 (3) 令和 4 年度青梅市自治会連合会ホームページ
運営事業会計収支決算報告および監査報告
 - 議案 (4) 令和 5 年度事業計画 (案)
 - 議案 (5) 令和 5 年度収支予算 (案)
 - 議案 (6) 令和 5 年度青梅市自治会連合会ホームページ
運営事業会計収支予算 (案)
 - 議案 (7) 令和 5 年度役員の承認について (案)
- 6 新役員代表あいさつ
- 7 退任役員に対する感謝状および記念品贈呈
- 8 退任自治会長に対する感謝状および記念品贈呈
- 9 退任者代表あいさつ
- 10 閉会のことば

青梅市自治会連合会

<https://www.ome-rengou.jp/>

青 梅 市 民 憲 章

小鳥が遊ぶ

緑深い野山

清流が岩をかみ

まちをつらぬく

澄みきった空

黒い豊かな大地

遠い祖先からうけついで

歴史と文化がいきづくまち

それが

わたしたちの青梅

そこに住む 市民みんなのしあわせと 活気にみちた郷土をきずくために

- 1 木や花をたいせつにし 美しいまちをつくろう
- 2 とともに学びあい 心やからだをきたえよう
- 3 明るい家庭をつくり 若い力を育てよう
- 4 よく働き 豊かなくらしをともにしよう
- 5 協力し助けあい 住みよいまちにしよう

綴込資料

- 1 退任役員
- 2 退任自治会長
- 3 青梅市自治会連合会規約
- 4 青梅市自治会連合会規約施行規則
- 5 青梅市自治会連合会弔慰金等贈呈内規
- 6 青梅市自治会連合会個人情報取扱方法
- 7 支会別・年度別自治会加入世帯数

本年度は、ロシアによるウクライナ侵攻が終わりの見えない状況が続く中、日本では急激な円安が進行し、この影響で様々な物価が上昇しました。また、民法が改正され成人年齢が18歳になりました。スポーツでは、サッカーワールドカップが開催され、7大会連続7度目の出場を果たした日本代表は強豪のドイツ、スペインを撃破、野球のワールドベースボールクラシックでは3大会ぶり3回目の優勝を果たし、日本中を熱狂の渦に巻き込みました。

自然災害は、8月に東北地方などで記録的な集中豪雨、9月には台風14・15号により24時間雨量が400mmを超える地域もあり、全壊・半壊など各地に大きな被害をもたらしました。青梅市においては、幸いなことに大きな被害をもたらす自然災害はありませんでした。

自治会連合会においては、新型コロナウイルス感染防止のために中止していた事業を徐々に再開し、5月の自治会長研修、6月の正副支会長研修、10月の役員研修視察などを実施することができました。また、12月には「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、相互の連携強化および協働による取り組みを円滑に推進するため、市との情報交換会を実施しました。

自治会連合会では、防犯・防災面での地域市民の安全確保に関する取り組み、地域コミュニティの醸成、加入促進活動の推進、退会防止策の検討、会員の親睦と福祉の増進等多岐にわたる事業を進めています。

定期総会にあたり、会員皆様ならびに青梅市および関係各位から寄せられました深い御理解と絶大なる御支援に心からお礼申し上げますとともに、令和4年度の事業の概要を報告いたします。

1 各種研修会

(1) 自治会長研修

期 日 5月22日（日）

演 題 魅力ある自治会づくり ～なぜ今自治会が必要なのか～

講 師 立川市大山自治会 相談役 佐藤良子氏

参加者 102名

(2) 正副支会長研修〔1泊〕

期 日 6月11日（土）～12日（日）

行 先 福島県方面

内 容 専門委員会の開催、市の施策の説明、各支会の課題・情報共

有等

参加者 16名

(3) 役員研修視察

期 日 10月20日(木)

行 先 甲府市自治会連合会、山梨県立リニア見学センター

内 容 甲府市自治会連合会の活動等についての意見交換およびリニア中央新幹線の開通に向けて進められている最先端技術についての施設見学

参加者 28名

2 未加入世帯の加入促進

(1) 連合会の加入促進活動

11月6日の産業観光まつりにおいて、加入チラシ等配布および自治会活動紹介パネル展示を実施した。

(2) 支会単位の加入勧誘活動

各市民センターを会場とする文化祭等において支会、自治会の活動状況を紹介するなどの加入促進を図った。

(3) 市の施設における加入促進活動

市役所および市民センター窓口において、加入促進パンフレットの配布およびポスターの掲示を行った。また、小学校入学予定者の入学説明会(1~2月実施)において「加入促進パンフレット」および「すまいるカード周知チラシ」を配布した。

(4) 各支会・自治会の活動状況などを「広報おうめ」自治会活動紹介コーナーへ継続掲載をした。また、3月1日号に自治会活動特集ページを掲載し、広く市民への情報提供に努めた。

3 青梅市自治会連合会ホームページ

自治会活動について理解を広め、加入促進に繋げるため、平成21年4月からホームページを開設し、連合会、各支会および各自治会の活動状況や取組等を掲載している。最近では、令和2年12月15日に画面デザインを一新、スマホでも見やすくわかりやすいデザインになっている。

令和4年度は、バナー広告継続のため協力企業等を訪問し、16社から協力を頂いた。

4 自治会連合会すまいるカード事業の促進

自治会加入世帯を対象として、目に見えるメリットとして開始した会員特

典サービス「自治会連合会すまいるカード」事業は9年目を迎え、101社の企業・商店等の協力により運営した。

今年度は3年に1度の新カードへの切り替えを行った。また、青梅市が自治会連合会を支援する一環としてすまいるカードに協賛し、青梅市指定収集袋（ごみ袋）を会員世帯に配布した。これは「燃やすごみ」と「容器包装プラスチックごみ」の中袋各1セット（10枚入り）をすまいるカードの有効期間内に1回受けることができるもの。

5 青梅市議会の傍聴

自治会運営に資するため、12月6日（火）および3月8日（水）に自治会連合会三役および支会長が一般質問を傍聴した。

6 事業計画の推進

令和元年度からの取り組みを継続し、「事業委員会」、「総務委員会」、「広報委員会」の3つの専門委員会により、各課題に対する取り組みの強化を図った。

また、自治会連合会事務局の調査研究のため、八王子市自治会連合会を視察した。

7 青梅市との情報交換会の実施

12月14日（水）に、「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、連合会は各地域における課題についての報告等、市は青梅市総合長期計画についての報告等を行い、情報共有および共通認識のもと、地域の課題解決に向けた取組について協議した。

8 コミュニティ事業の推進

各支会において次のような事業を進め、地域コミュニティの醸成に努めた。

(1) 自主防災組織等の充実

消防団および支会内諸団体と連携し、地域住民の防災訓練を実施し、自主的な防災思想の普及に努めるとともに防災組織の充実を図った。

6月26日（日）に東青梅地区を対象に土砂災害対応訓練が第四小学校および東青梅市民センターにおいて行われ、66名が参加協力した。

また10月22日（土）には第二小学校、友田小学校、第二中学校および長淵市民センターにて、青梅市総合防災訓練が行われ第2支会が訓練に参加した。

青梅市自主防災組織連絡会では、6月14日（火）、10月11日（火）お

よび2月7日（火）に自主防災組織の活動や防災リーダー（防災士）の育成事業等について防災課より説明を受けた。7月24日（日）の防災士情報連絡会には22名が、3月5日（日）の防災リーダー講習会に52名がそれぞれ参加した。

自治会、支会で行った防災訓練は16件、延べ1,784名の参加があった。

(2) 防災講演会の開催

防災に関する知識の向上のため、総務省消防庁の事業である「災害伝承10年プロジェクト」を活用し、令和5年1月15日（日）に市と共催により講演会を開催した。

ア 演 題 「東日本大震災がおしえてくれたもの」

イ 講 師 災害伝承語り部

菅野 澄枝氏（仙台市地域防災リーダー）

ウ 参加者 85名

(3) 地域の安全・安心の会等を通じ防犯パトロール等を実施した。

(4) 健康と体力の増進

地域住民の健康と体力の増進のために実施している地区市民運動会および各種スポーツ大会等、健康増進のための諸事業については、規模を縮小したり、代替事業を検討するなどコロナ過を意識して開催する支会もあった。

12月4日（日）第84回奥多摩溪谷駅伝競走大会が開催され、支会・自治会の部に青梅市からは15チームが参加した。

(5) 青少年の育成等

地域の青少年対策地区委員会、PTA等の関係団体と連携し、青少年の健全育成のため、関係事業に協力した。

(6) 文化的事業活動

文化祭、お祭り等、地域住民のふれあいの場となる事業については、新型コロナウイルス感染防止に配慮しながら実施した支会もあり、コミュニティの基礎となる住民相互の理解と親睦を深めた。

9 青梅市に対する協力

(1) 各種審議会委員等の推薦

青梅市の施策等を検討する各種審議会等に委員として参加し、市政に住民の意見を反映した。

(2) 周知物の協力

自治会組織を通して市および官公署等からの周知物の配布・回覧・掲示を実施し、行政サービス等の周知に協力した。

(3) 美化活動と資源再利用活動

環境美化指導員、環境美化推進員および諸団体と協力し、各自治会内の道路・河川等の清掃美化に努めた。多摩川1万人の清掃大会は規模を縮小して開催した。

各地区のごみの減量と資源のリサイクルのため、資源回収を実施し、循環型社会に貢献した。

なお、市が実施する「資源再利用実施団体奨励報償金制度」の利用状況は次のとおりである。

資源再利用実施団体奨励報償金制度の利用状況 (令和5年2月実施分までの概算値)		
実施団体	延べ実施回数	回収量
146団体	1,436回	2,198トン

(4) 各市民センターの運営協力

地域コミュニティの拠点である市民センターの運営に参画し、事業の実施に協力した。

(5) 転入者おもてなし事業への協力

市が転入者に対しての特典を配布する「転入者おもてなし事業」について、連合会の「すまいるカード」のお試し版（有効期間3か月間）を提供し事業に協力した。

10 自治会施設の整備等

市の補助を受けて次の整備等を行った。

- (1) 集会施設整備 16件
- (2) 掲示板修繕 46枚

11 関係団体との情報交換会

(1) 社会福祉協議会・防犯協会・防火防災協会との情報交換会

2月28日（火）に青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会と情報交換会を実施、お互いの組織の現状を把握すると共に、各団体が自治会の加入促進・退会防止の必要性を共通認識とした。

(2) 高齢者クラブ連合会との情報交換会

2月27日（月）に青梅市高齢者クラブ連合会と情報交換会を実施、お互いの組織の現状を把握すると共に、会員数減少は共通の課題であり、加入促進・退会防止の必要性を共通認識とした。

12 公益的団体に対する協力

- (1) 青梅市社会福祉協議会事業等に対する協力

地域社会の福祉向上のため、青梅市社会福祉協議会が実施する福祉事業に協力した。

(2) 各種募金等に対する協力

次のとおり募金活動等に協力した。

ア 赤い羽根共同募金	募金額	1,424,182 円
イ 日本赤十字会員増強運動	実績	2,672,587 円
ウ 緑の募金	募金額	209,270 円
エ 歳末たすけあい運動	募金額	4,997,704 円

(3) 防犯協会等に対する協力

青梅防犯協会、青梅防火防災協会、青梅交通安全協会の事業等に協力し、地域社会の安全・安心に努めた。防犯協会では、各自治会が青色防犯パトロールカーを借用時に自治会仕様の内容の防犯啓発テープを流し、パトロール活動を実施した。

13 近隣市町村自治会連合会との連携

7月11日（月）に、日の出町により令和4年度西多摩地区自治会・町内会連合会長会の定期総会が開催された。また、定例研修会は中止となった。

(1) 視察研修会

ア 期 日 11月14日（月）

イ 内 容

(ア) 情報交換会

(イ) 檜原村内の施設見学

14 東京都町会連合会との連携

東京都町会連合会に加入し、常任理事会等の会議に会長が出席して情報交換・意見交換をしている。

15 その他

- ・東京都「地域の底力発展事業助成」に、青梅市から5件の事業について助成決定を受けた。
- ・2023年トルコ・シリア地震に対して日本赤十字社を通じて救援金を送った。

令和5年5月6日

青梅市自治会連合会
会 長 宮 口 泉

議案（2）

令和4年度青梅市自治会連合会会計収支決算

収 入

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	収入済額 (B)	増減 (B)-(A)	説 明
1 負 担 金	1,260,120	1,256,040	△ 4,080	
1 負 担 金	1,260,120	1,256,040	△ 4,080	均等割 3,000円×146自治会=438,000円 世帯割 40円×20,451世帯=818,040円
2 交 付 金	1,760,000	1,760,000	0	
1 自治会振興交付金	1,760,000	1,760,000	0	青梅市自治会振興交付金
3 繰 越 金	1,567,330	1,567,330	0	
1 繰 越 金	1,567,330	1,567,330	0	前年度繰越金
4 諸 収 入	545,550	535,020	△ 10,530	
1 預 金 利 子	10	20	10	普通預金利子
2 助 成 金	250,000	250,000	0	青梅市社会福祉協議会助成金
3 雑 収 入	295,540	285,000	△ 10,540	すまいるカードパンフレット広告代
合 計	5,133,000	5,118,390	△ 14,610	

支 出

(単位 円)

科 目	予算額 (A)	支出済額(B)	差引残額(A)-(B)	説 明
1 会 議 費	540,000	484,939	55,061	
1 総 会 費	230,000	216,788	13,212	記念品代、総会資料・感謝状印刷代
2 会 議 費	310,000	268,151	41,849	会議出席交通費、会議お茶代
2 事 業 費	2,820,000	2,293,105	526,895	
1 調 査 研 究 費	900,000	710,102	189,898	研修視察（福島方面、甲府市自治連）
2 研 修 費	100,000	47,904	52,096	自治会長研修（講師：佐藤良子さん）
3 自 治 会 振 興 費	290,000	127,423	162,577	役員忘年会
4 加 入 特 典 事 業 費	980,000	898,150	81,850	すまいるカードのご案内冊子印刷、ごみ袋配布用封筒印刷
5 そ の 他 の 事 業 費	550,000	509,526	40,474	支会長防災服・防寒着、自治会長帽子、自治会加入チラシ作成、奥多摩溪谷駅伝競走大会参加費助成
3 負 担 金	60,000	40,000	20,000	
1 負 担 金	60,000	40,000	20,000	西多摩地区自治会・町内会連合会会長会負担金、東京都町会連合会会費

科 目	予算額 (A)	支出済額(B)	差引残額(A)-(B)	説 明
4 事務費	289,000	118,594	170,406	
1 消耗品費	80,000	37,502	42,498	事務用消耗品、参考図書
2 通信運搬費	105,000	73,212	31,788	事務局携帯電話代、郵便料
3 事務局調査研究費	50,000	2,160	47,840	他自治連訪問時手土産
4 備品購入費	50,000	0	50,000	
5 雑費	4,000	5,720	△ 1,720	振込手数料
5 慶弔費	50,000	56,000	△ 6,000	
1 慶弔費	50,000	56,000	△ 6,000	傷病見舞金、弔慰金
6 交際費	410,000	259,000	151,000	
1 交際費	250,000	99,000	151,000	他団体総会・懇親会参加
2 会長等活動費	160,000	160,000	0	会長・副会長・会計活動費
7 予備費	964,000	0	964,000	
1 予備費	964,000	0	964,000	
合 計	5,133,000	3,251,638	1,881,362	

収入支出差引残額 1,866,752 円は翌年度へ繰越します。

令和5年5月6日

青梅市自治会連合会会長

宮 口 泉

同 会 計

高 橋 誠

上記の決算を審査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和5年4月3日

青梅市自治会連合会会計監事

池 田 房 生

同 会 計 監 事

中 野 敏 章

同 会 計 監 事

岩 本 正 司

議案（3） 令和4年度青梅市自治会連合会ホームページ運営事業会計収支決算

収 入 (単位 円)

科 目	予算額(A)	収入済額(B)	増減(B)-(A)	説 明
1 助 成 金	150,000	150,000	0	青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会
2 バナー広告収入	612,000	540,000	△ 72,000	年額36,000円×15社
3 繰 越 金	396,340	396,340	0	
4 支 会 負 担 金	121,000	121,000	0	11,000円×11支会=121,000円
5 預 金 利 子	10	8	△ 2	
6 雑 収 入	650	0	△ 650	
合 計	1,280,000	1,207,348	△ 72,652	

支 出 (単位 円)

科 目	予算額(A)	支出済額(B)	差引残額(A)-(B)	説 明
1 事 業 費	608,000	607,200	800	ホームページ保守委託料
2 研 修 費	0	0	0	開催なし
3 支 払 手 数 料	1,000	770	230	振込手数料
4 予 備 費	671,000	0	671,000	
合 計	1,280,000	607,970	672,030	

収入支出差引残額 599,378 円は翌年度へ繰越します。

令和5年5月6日

青梅市自治会連合会会長

宮 口 泉

同 会 計

高 橋 誠

上記の決算を審査した結果、適正に執行されていることを認めます。

令和5年4月3日

青梅市自治会連合会会計監事

池 田 房 生

同 会 計 監 事

中 野 敏 章

同 会 計 監 事

岩 本 正 司

1 目標

自治会組織本来の目的である住民福祉の増進と自治会の健全な発展を図るため、次の事業を実施する。なお事業実施にあたっては、「青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定」にもとづき、その協働に努めるものとする。

2 事業計画

(1) 各種研修会

- ア 正副支会長宿泊研修会
- イ 自治会長研修会
- ウ 役員研修
- エ 防災講演会

(2) 自治会制度等の調査研究

- ア 自治会役員負担軽減の推進
- イ 自治会運営の人材確保と育成についての調査研究
- ウ 連合会事務局にかかる調査研究
- エ 自治会の体制・制度についての調査研究

(3) 組織の強化

- ア 委員会活動の充実促進（総務委員会、事業委員会、広報委員会の3つの専門委員会）
- イ 地域防災、防犯の意識向上の推進
- ウ 自治会加入促進活動の実施、支会長会等における加入・退会防止対策に向けた事業や方策等の検討
- エ 自治会活動への女性・若者の参画、高齢者見守り活動の推進
- オ 小・中PTA、学校との連携推進
- カ 青梅市自治会連合会に未加入の自治会に対する、自治会連合会への加入呼びかけ
- キ 会員特典サービス「自治会連合会すまいるカード」事業の充実
- ク 青梅市自治会連合会ホームページの充実
- ケ 多摩ケーブルネットワークの青梅市自治会連合会活動紹介番組「みんなの自治会」の充実
- コ 青梅市自治会連合会だより、広報おうめ自治会活動紹介コーナー、自治会・支会活動事例集の充実
- サ デジタル回覧板の推進

(4) コミュニティ事業の推進

- ア 市議会傍聴（年２回）
- イ 地域自主防災組織の充実、強化を図る事業
- ウ 地域の安全を守る活動の強化を図る事業
- エ 運動会、スポーツ大会等、健康と体力の増進を図る事業
- オ 美化運動、ごみ減量運動および資源再利用運動の推進
- カ 市民センター事業への協力
- キ 青少年健全育成事業の推進
- ク 地域の文化的事業の推進
- ケ 青梅大祭等への協賛
- コ その他コミュニティ形成に必要な事業の実施

(5) 行政への協力

- ア 各種審議会等への委員の推薦
- イ 市周知物の配布および回覧・掲示
- ウ デジタル回覧板の活用
- エ 資源再利用実施団体奨励報償金制度の奨励
- オ 避難行動要支援者支援制度への協力
- カ その他住民福祉に必要な行政への協力

(6) 公益団体への協力

- ア 社会福祉協議会の事業への協力
- イ 防犯および防火防災、交通安全等各種団体の事業への協力
- ウ 赤い羽根共同募金等各種募金活動への協力
- エ その他公益団体が実施する事業への協力

(7) 青梅市自治会連合会、市との連携基本協定を推進する

(8) 東京都町会連合会との連携

(9) 西多摩地区自治会・町内会連合会長会との連携

(10) 地域で活躍する各種団体との連携

令和５年５月６日

青梅市自治会連合会
会長 宮口 泉

議案（5）

令和5年度青梅市自治会連合会会計収支予算（案）

収 入

(単位 円)

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 負 担 金	1,202,720	1,260,120	△ 57,400	
1 負 担 金	1,202,720	1,260,120	△ 57,400	均等割 3,000円×141自治会=423,000円 世帯割 40円×19,493世帯=779,720円
2 交 付 金	1,760,000	1,760,000	0	
1 自治会振興交付金	1,760,000	1,760,000	0	青梅市自治会振興交付金
3 繰 越 金	1,866,752	1,567,330	299,422	
1 繰 越 金	1,866,752	1,567,330	299,422	前年度繰越金
4 諸 収 入	535,528	545,550	△ 10,022	
1 預 金 利 子	10	10	0	普通預金利子
2 助 成 金	250,000	250,000	0	青梅市社会福祉協議会助成金
3 雑 収 入	285,518	295,540	△ 10,022	パンフレット広告代
合 計	5,365,000	5,133,000	232,000	

支 出

(単位 円)

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 会 議 費	750,000	540,000	210,000	
1 総 会 費	370,000	230,000	140,000	記念品、資料・感謝状印刷代等
2 会 議 費	380,000	310,000	70,000	各種会議資料印刷・交通費
2 事 業 費	2,975,000	2,820,000	155,000	
1 調 査 研 究 費	900,000	900,000	0	役員宿泊研修
2 研 修 費	140,000	100,000	40,000	自治会長研修会
3 自 治 会 振 興 費	565,000	290,000	275,000	懇親会、忘年会等
4 加 入 特 典 事 業 費	720,000	980,000	△ 260,000	すまいるカードのご案内冊子印刷等
5 そ の 他 の 事 業 費	650,000	550,000	100,000	自治会長アポロキャップ、奥多摩溪谷 駅伝参加費助成、連合会だより印刷
3 負 担 金	60,000	60,000	0	
1 負 担 金	60,000	60,000	0	西多摩地区自治会・町内会連合会長会 負担金、東京都町会連合会負担金

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
4 事 務 費	241,000	289,000	△ 48,000	
1 消 耗 品 費	80,000	80,000	0	事務用消耗品、参考図書等
2 通 信 運 搬 費	105,000	105,000	0	問い合わせ用携帯電話代、郵便料
3 事 務 局 調 査 研 究 費	50,000	50,000	0	連合会事務局にかかる調査研究費
4 備 品 購 入 費	0	50,000	△ 50,000	スキャナープリンター購入
5 雑 費	6,000	4,000	2,000	振込手数料、両替手数料
5 慶 弔 費	60,000	50,000	10,000	
1 慶 弔 費	60,000	50,000	10,000	弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金
6 交 際 費	420,000	410,000	10,000	
1 交 際 費	260,000	250,000	10,000	各種団体の総会祝金等
2 会 長 等 活 動 費	160,000	160,000	0	会長・副会長・会計活動費
7 予 備 費	859,000	964,000	△ 105,000	
1 予 備 費	859,000	964,000	△ 105,000	
合 計	5,365,000	5,133,000	232,000	

収入支出差引残額なし。

なお、支出予算に不足が生じた場合は、他の科目から流用することができるものとする。

令和5年5月6日

青梅市自治会連合会

会 長 宮 口 泉

議案（6）

令和5年度青梅市自治会連合会ホームページ運営事業会計収支予算（案）

収 入

（単位 円）

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 助 成 金	150,000	150,000	0	青梅市社会福祉協議会、青梅防犯協会、青梅防火防災協会
2 バナー広告収入	540,000	612,000	△ 72,000	36,000円×15社
3 繰 越 金	599,378	396,340	203,038	
4 支 会 負 担 金	121,000	121,000	0	11,000円×11支会
5 預 金 利 子	10	10	0	
6 雑 収 入	612	650	△ 38	
合 計	1,411,000	1,280,000	131,000	

支 出

（単位 円）

科 目	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 事 業 費	608,000	608,000	0	ホームページ保守委託料
2 研 修 費	0	0	0	ホームページ操作研修費
3 支 払 手 数 料	1,000	1,000	0	振込手数料
4 予 備 費	802,000	671,000	131,000	
合 計	1,411,000	1,280,000	131,000	

収入支出差引残額なし。

なお、支出予算に不足が生じた場合は、他の科目から流用することができるものとする。

令和5年5月6日

青梅市自治会連合会

会 長 宮 口 泉

議案(7)

令和5年度青梅市自治会連合会役員(案)

役 職	氏 名	所属支会	所 属 自 治 会	備 考
会長	宮 口 泉	第8支会	師岡町3・4丁目	専任
副会長	小 花 紀彦	第9支会	新町2丁目	
会計	高 橋 誠	第8支会	東青梅6丁目	
常任理事	京 正 等	第1支会	西分町	
常任理事	宇津木 順一	第2支会	下長淵第4	
常任理事	上 田 實	第3支会	木野下	
常任理事	古 屋 孝男	第4支会	梅郷4丁目	
常任理事	平 岡 孝	第5支会	二俣尾1丁目	
常任理事	加 藤 博行	第6支会	富岡	
常任理事	加 藤 利保	第7支会	成木7丁目	
常任理事	嶋 田 稔	第10支会	河辺町3丁目	
常任理事	吉 永 信之	第11支会	今井西	
会計監事	荒 井 紀善	第1支会	大柳町	
〃	仲 條 年春	第10支会	河辺町6丁目	
〃	早 川 光史	第11支会	藤橋第1	
理事	三田野 一夫	第1支会	裏宿町2丁目	
〃	神 山 芳勝	第2支会	上長淵第2	
〃	濱 野 芳嗣	第2支会	駒木町第3	
〃	和 山 満雄	第3支会	野上第3	
〃	島 崎 幸造	第3支会	今寺第5	
〃	加 藤 友理	第3支会	塩船	
〃	吉 村 正久	第4支会	和田町	
〃	平 原 勇	第4支会	柚木町2丁目	
〃	池 田 房生	第5支会	沢井3丁目	
〃	宮 野 敏彦	第5支会	御岳本町第1	
〃	宿 谷 航	第6支会	小曾木4丁目	
〃	小 峰 幸宏	第6支会	黒沢3丁目第1	
〃	師 岡 知	第7支会	成木5丁目	
〃	杉 藤 哲郎	第8支会	グリーンサイド東青梅	
〃	小柳津 久巳	第8支会	東青梅2丁目第2	
〃	松 永 栄	第9支会	新町4丁目	
〃	杉 浦 忠喜	第9支会	新町1丁目	
〃	田 村 和雄	第10支会	河辺町8丁目	
〃	梅 田 利幸	第11支会	今井堀之内	
〃	栃 谷 博	第11支会	藤橋上組	
顧問	高 橋 正	第2支会	駒木町第1	

退 任 役 員

役 職	氏 名	支 会 名	所属自治会
常任理事	田 中 豊 昭	第 1 支会	日向和田 1 丁目
常任理事	篠 田 昌 信	第 11 支会	藤橋西側
理事	小 野 義 幸	第 1 支会	天ヶ瀬町
理事	見 目 幸 司	第 2 支会	駒木町第 3
理事	鶉 澤 忠 男	第 3 支会	塩船
理 事	島 田 實	第 6 支会	小曾木 1 丁目
理 事	中 野 敏 章	第 6 支会	黒沢 2 丁目第 2
理 事	中 村 富 男	第 7 支会	成木 1 丁目
会計監事	岩 本 正 司	第 7 支会	成木 3 丁目
理 事	河 村 克 明	第 8 支会	師岡町 3・4 丁目
理 事	小 西 進 治	第 9 支会	末広町 1 丁目
理 事	森 谷 繁	第 11 支会	七日市場第 1
理 事	石 井 功	第 11 支会	今井堀之内

退任者合計 13 名（感謝状贈呈者）

【資料2】

退任自治会長

第1支会（17名中10名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
勝沼1丁目	町田太一	裏宿町1丁目	並木哲朗
勝沼2丁目	藤井久	天ヶ瀬町	小野義幸
住江町	横川茂裕	大柳町	荒井義郎
仲町	藤野昌男	日向和田1丁目	田中豊昭
森下町	黒田佳孝	日向和田3丁目	横山昇

第2支会（24名中15名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
駒木町第1	原島哲次	友田町第六地域会	代表 早瀬透
駒木町第2	浜中守	友田町第7	横田仁
駒木町第3	見目幸司	千ヶ瀬町第1	高野和明
上長淵第3	岩浪正明	千ヶ瀬町第3	澤口彰
友田町第2	小柴政美	千ヶ瀬町第4	宮後義夫
友田町第3	宇津木博宣	千ヶ瀬町第5	品川雄二
友田町第4	細谷満	千ヶ瀬町第7	福島耕太
友田町第5	岡田光男		

第3支会（14名中6名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
大門第1	野崎正	塩船	鵜澤忠男
大門第2	高野充男	今寺西	村木正広
大門第5	浦田謙次	今寺榎	増田好宏

第4支会（13名全員留任）

第5支会（12名全員留任）

第6支会（10名中3名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
小曾木1丁目	島田 實	黒沢1丁目第1	高木 弘幸
黒沢1丁目第2	水野 剛史		

第7支会（7名中6名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
成木1丁目	中村 富男	成木5丁目	井上 良平
成木2丁目	宿谷 敏久	成木6丁目	木崎 倉生
成木3丁目	岩本 正司	成木8丁目	代表 青木 勇次

第8支会（15名中2名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
師岡町2丁目	野崎 康嗣	師岡町3・4丁目	河村 克明

第9支会（9名中5名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
新町2丁目	山中 肇	末広町1丁目	小西 進治
新町3丁目東	澤口 賢一	末広町2丁目	大塩 義之
新町3丁目西	関口 健太郎		

第10支会（12名中1名退任）

自治会名	氏名
河辺グレイメント マンション	井上 英彰

第11支会（13名中8名退任）

自治会名	氏名	自治会名	氏名
藤橋上組	中村 和由	今井柳田	西野 善男
藤橋中	福田 美和	今井城の腰	佐藤 昌己
藤橋宮本	中村 信	今井原今井	齋藤 哲也
藤橋西側	篠田 昌信	今井堀之内	石井 功

退任者合計 56名

青梅市自治会連合会規約

(名称および事務所)

第1条 本会は青梅市自治会連合会と称し、事務所を青梅市役所内に置く。

(組織)

第2条 本会は青梅市内の自治会をもって組織する。

2 本会の運営を円滑にするため、前項の自治会を区分して支会を組織する。

(目的)

第3条 本会は会員の福祉増進と自治会の健全な発展を図るため、自治会相互の連絡協議によって市政への協力および民意反映に努めるとともに、自治会相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自治会活動に関する調査研究に関すること。
- (2) 自治会活動に資する研修会等の開催に関すること。
- (3) 自治会相互の連絡調整を図ること。
- (4) 市政への協力に関すること。
- (5) 関係機関および団体との協力連携に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 常任理事 | 10名以内 |
| (5) 理事 | 若干名 |
| (6) 会計監事 | 3名 |

2 前項第1号、第2号および第3号の役員は、支会長または支会長経験者のうち別に定める推薦委員会の推薦する者、および同項第4号の役員は支会長のうち役員会の推薦する者を総会の承認を得て決定する。

3 第1項第5号および第6号は副支会長のうちから役員会の推薦する者を総会の承認を得て決定する。

(役員職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会計は本会の経理をつかさどる。

4 常任理事は理事を指揮し会務を執行する。

5 理事は会務を執行する。

6 会計監事は会計事務を監査する。

第6条の2 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、役員会に諮って会長がこれを委嘱する。

(役員任期)

第7条 役員のうち、会長、副会長および会計の任期は2年とし、常任理事、理事および会計監事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が任期中に退任したとき、後任の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(機関)

第8条 本会に次の機関を置く。

(1) 総会

(2) 役員会

(3) 支会長会

(総会)

第9条 総会は定期総会および臨時総会とし、自治会長全員をもって構成する。

2 定期総会は毎年1回5月にこれを開き、臨時総会は必要に応じ会長が招集する。

3 総会の議長はそのつど総会において選出する。

(総会の権限)

第10条 総会は次の事項を審議する。

(1) 規約の改廃

(2) 事業報告および決算の承認

- (3) 役員承認
- (4) 事業計画および予算の議決
- (5) その他必要な事項

(役員会)

第11条 役員会は役員全員をもって構成し、随時会長が招集する。

2 役員会の議長は会長とする。

(支会長会)

第12条 支会長会は、会長、副会長、会計および常任理事で構成し、随時会長が招集する。

2 支会長会の議長は、副会長とする。

(機関の成立と議事の決定)

第13条 総会、役員会および支会長会は構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 議事は出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

(専門委員会)

第14条 第4条の事業を円滑に推進するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によるものとし、会議は、必要に応じて委員長が招集する。

3 専門委員会は、会議が終了したときは、その結果を速やかに会長に報告しなければならない。

(経費の負担)

第15条 本会の経費は各自治会の負担金および市の交付金その他をもってこれに充てる。

(会計)

第16条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終る。

(規約の改廃)

第17条 この規約を改廃しようとするときは、第13条第2項の規定にかかわらず、総会において構成員の過半数以上の賛成を必要とする。

(その他必要な事項)

第18条 この規約の施行に際し必要な事項は、役員会の議を経て会長が

定める。

付 則

- 1 この規約は昭和35年5月3日から施行する。
- 2 青梅市自治会長会規約は廃止する。

付 則

- 1 この規約は公布の日から施行し、昭和36年11月1日から適用する。
- 2 この規約は昭和44年5月16日から施行し、昭和43年12月25日から適用する。

付 則

この規約は昭和46年5月22日から施行する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

付 則

この規約は公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この規約は平成18年5月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この規約は平成24年5月12日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この規約は令和3年5月8日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

青梅市自治会連合会規約施行規則

第 1 条 この規約は青梅市自治会連合会規約（以下「規約」という。）の施行に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 規約第 2 条第 2 項の支会は、青梅、長淵、大門、梅郷、沢井、小曾木、成木、東青梅、新町、河辺、今井の各市民センター区域を単位とする 11 支会とし、この順に番号を付ける。

第 3 条 規約第 15 条の各自治会の負担金は、均等割および世帯割とする。ただし、世帯割については、毎年 4 月 1 日現在の世帯数を基準として算定する。

2 青梅市自治会連合会のホームページ運営事業に関する負担金は、支会割とする。

付 則

1 この施行規則は昭和 35 年 5 月 3 日から施行する。

2 青梅市自治会長会規約施行規則は廃止する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 36 年 1 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 41 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この施行規則は平成18年5月21日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この施行規則は平成24年4月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

青梅市自治会連合会弔慰金等贈呈内規

(目的)

第1条 この内規は、自治会長相互の友愛を深めるため、自治会長およびその家族の死亡等に対し、弔慰金等を贈呈することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(弔慰金)

第2条 自治会長またはその親族が死亡したときは、次の区分によって弔慰金を贈呈する。

(1) 自治会長 20,000円

(2) 配偶者 10,000円

(3) 自治会長の父、母、子（自治会長と同一家屋に居住または、自治会長が葬儀の施主である場合）

5,000円

(傷病見舞金)

第3条 自治会長が引き続き15日以上または入院7日以上にわたって療養を要する負傷または疾病にかかった場合においては、傷病見舞金として5,000円を贈呈する。

(災害見舞金)

第4条 自治会長の住居が、焼失等による災害を受けたときは、その災害の程度により20,000円の範囲内で災害見舞金を贈呈する。ただし、この災害が地震等天災地変に該当するときは適用しないものとする。

(弔慰金等の額の特例)

第4条の2 第2条から第4条に規定する弔慰金等の額について、特に会長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(関係者の適用)

第5条 本会と密接な関係にある者で、第2条から第4条までに該当したときは、各条に準じて弔慰金等を贈呈することができる。

2 前項にもとづき弔慰金等を贈呈したときは、次の役員会に報告しなければならない。

(報 告)

第6条 自治会長は、前各条に該当することを聞知したときは、支会長を通じて、すみやかに会長に報告するものとする。

(委 任)

第7条 この内規の施行について必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この内規は昭和46年10月6日から施行する。
- 2 青梅市自治会連合会慶弔見舞金（内規）は、昭和46年10月5日に廃止する。

付 則

この内規は公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

付 則

この内規は、昭和57年4月1日から適用する。

付 則

この内規は、平成5年4月1日から適用する。ただし、弔慰金については、平成4年9月10日からとする。

付 則

この内規は、平成27年4月1日から適用する。

青梅市自治会連合会 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法（以下「取扱方法」という。）は、青梅市自治会連合会（以下「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、事業の円滑な運営と個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 この取扱方法は、総会資料または回覧で役員等に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、支会、自治会等役員の個人情報を取得するものとする。

2 本会が取得する個人情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) その他、本会の運営上必要な事項で、役員等の同意を得た事項

(利用)

第5条 本会が取得した個人情報は、次の目的に沿って利用するものとする。

- (1) 会費請求、管理、その他文書の送付等
- (2) 役員等名簿の作成および役員等への配付
- (3) 本会が実施する事業の対象者の把握
- (4) 災害等の緊急時における要支援者等の支援活動

(管理)

第6条 本会が取得した個人情報は、会長または会長が指定する役員等が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、会長の指示により、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供先)

第7条 本会が取得した個人情報、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは東京都、青梅市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(5) 本会、同支会その他これらに準じる公共目的の団体、学校等が、自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(委任)

第8条 この取扱方法に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関し必要な事項は、役員会の決定を経て会長が定める。

付 則

この取扱方法は、平成29年5月13日から施行する。

支会別・年度別 自治会加入世帯数

	令和 5	4	3	2	元	平成 30	29	28	27	26
第1支会	2,835	2,901	2,984	3,078	3,168	3,272	3,316	3,349	3,390	3,365
第2支会	3,794	3,943	4,138	4,314	4,444	4,598	4,668	4,805	4,918	5,033
第3支会	1,873	2,010	2,129	2,254	2,341	2,498	2,573	2,676	2,746	2,856
第4支会	2,071	2,176	2,243	2,323	2,399	2,453	2,508	2,593	2,671	2,745
第5支会	699	772	885	918	956	976	1,001	1,013	1,057	1,079
第6支会	662	683	697	712	752	773	793	808	836	854
第7支会	291	500	534	552	559	568	578	583	590	593
第8支会	2,846	2,925	2,944	3,091	3,266	3,358	3,423	3,496	3,566	3,653
第9支会	1,149	1,207	1,270	1,336	1,426	1,501	1,603	1,696	1,719	1,753
第10支会	2,181	2,257	2,286	2,353	2,479	2,578	2,637	2,650	2,692	2,698
第11支会	1,017	1,077	1,242	1,281	1,365	1,469	1,533	1,593	1,628	1,667
小計(A)	19,418	20,451	21,352	22,212	23,155	24,044	24,633	25,262	25,813	26,296
連合会未加入 自治会(B)	2,277	2,029	1,978	1,999	1,885	1,870	1,880	1,897	1,891	1,902
合計 (A)+(B)=(C)	21,695	22,480	23,330	24,211	25,040	25,914	26,513	27,159	27,704	28,198
全世帯数(D)	64,789	64,386	64,034	63,547	63,188	62,910	62,461	62,129	61,474	60,928
加入率(%) (C) ÷ (D)	33.49%	34.91%	36.43%	38.10%	39.63%	41.19%	42.45%	43.71%	45.07%	46.28%
人 口	129,918	130,762	131,661	132,593	133,574	134,708	135,570	136,545	137,108	137,608

支会別・年度別 自治会数

	令和 5	4	3	2	元	平成 30	29	28	27	26
第1支会	17	17	18	19	19	19	19	19	19	19
第2支会	24	24	24	24	24	25	25	25	25	25
第3支会	13	14	14	14	14	14	14	14	15	15
第4支会	13	13	13	13	13	14	14	14	14	14
第5支会	11	12	14	14	14	14	14	14	14	14
第6支会	10	10	10	10	11	11	11	11	11	11
第7支会	4	7	8	8	8	8	8	8	8	8
第8支会	15	15	15	15	16	16	16	16	16	16
第9支会	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
第10支会	12	12	12	12	12	12	12	13	13	13
第11支会	13	13	16	16	16	16	16	16	16	16
小計(A)	141	146	153	154	156	158	158	159	160	160
連合会未加入 自治会(B)	22	18	14	14	13	12	12	12	12	12
合計 (A) + (B)	163	164	167	168	169	170	170	171	172	172

(各年度4月1日現在)